

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成24年6月7日(木)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	松本正美	副委員長	安藤洋一
	委員	山田新太郎	委員	高阪康彦
	委員	中村英子	委員	菊地久
	委員	吉田正昭		
欠席委員	なし			
会議事件の説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	民生部長	齋藤仁	民生部次長兼保険医療課長	犬飼博初
	民生部次長兼環境課長	上田実	住民課長	村上勝芳
	子育て推進課長	鈴木利彦		
職務のため出席した者	議長	中村英子	議事務局長	松岡英雄
	補佐	伊藤恵美子	書記	服部有規
付託事件	議案第30号	住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	議案第32号	蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について		

○委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、先ほどの改選で新しいメンバーでの総務民生常任委員会であります。私も初めての委員長であります。これから委員の皆様にもいろいろとご協力いただきながら、しっかり推進をしてみたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は2件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ちまして、町長よりあいさつをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 松本正美君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

最初に、議案第30号「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 齋藤 仁君

本会議場で追加でお配りさせていただきました資料があるかと思いますが、そちらにつきまして、担当課長のほうから簡単にですが追加の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○住民課長 村上勝芳君

それでは、添付させていただきました資料をご説明させていただきたいと思います。

資料のほうをごらんいただきたいと思います。

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の概要。

平成21年7月8日に第171国会で外国人登録法（以下「外登法」）を廃止し、出入国管理法等を改正するための法律が可決されました。同月15日に公布されました。

また、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、住民基本台帳法を改正する法律が同日に可決されました。

施行期日は、平成24年7月9日とされております。

1つが、蟹江町の状況として、24年5月1日現在では、住民基本台帳による日本人で1万

4,536世帯ございます。

外国人登録では739世帯。その下の混合世帯、単独世帯とありますが、混合世帯は、他国同士が世帯として構成されている者の世帯数が224世帯、単独世帯としては、同じ国同士の方がご結婚されて住んでみえる方、または単身の方で世帯1件という数で、515世帯という世帯数でございます。

(3)が蟹江町に住む主な外国人の世帯としては、ブラジル、中国、韓国などが主な多い世帯で、外国人の国としては、5月では30カ国、発送地点では27カ国ございました。

印鑑登録では、日本人では2万2,554、外国人では293人が印鑑登録をされております。

そして、大きな2番でございますが、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）の一部改正でございますが、(1)番の入管法等改正の経緯・概要でございます。中長期滞在する外国人の利便性を向上する一方、不法滞在対策も視野に入れたものの改正でございます。

その1つとして、①外国人も住民基本台帳登録の対象となり、世帯構成員全員を正確に把握できるようになります。

2つ目が、従来の外国人登録証を廃止し、正規滞在者だけに新たに「在留カード」を交付することで、国が在留情報を一元管理します。

3つ目が、在日韓国・朝鮮人ら特別永住者には「特別永住者証」を交付いたします。裏面をお願いいたします。

4つ目が、低賃金労働などの事例が問題になっていた外国人研修制度でございますが、1年を最長3年までに延長しております。

5つ目が、適法な滞在者の在留期間の上限を3年から5年に延長しております。1年以内の再入国は原則として許可を不要とするみなし再入国ができるという利便性も高めました。

(2)の改正のポイントですが、一定の条件に該当する外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるということでございます。具体的な改正のポイントは、以下に記述する3点でございます。

①が、住民票作成の対象者。短期滞在者等を除いた、適法に3カ月を超えて在留する外国人の住民の方で、住基法の30条の45でございます。

また、外国人住民の方も住民票の写しが発行されるようになります。日本人、外国人混合の世帯でも世帯全員が記載された住民票の写しが発行できるようになります。

住基法の30条の45というのは、ア、イ、ウ、エという対象者になります。

②でございますが、外国人住民の在留カードまたは特別永住者証を交付いたします。

現在お持ちの外国人登録証にかわり、在留カードまたは特別永住証が交付されます。

在留カードの交付、変更申請等の窓口は入国管理局に変更になり、特別永住証の交付、変更申請窓口は、今までどおり市町村の窓口になります。

③ですが、外国人住民も転出・転入届が必要になります。

他の市町村に住所を移す際は、今までとは違い、転出・転入の届が必要になります。

3番で、住民基本台帳法の一部改正。

外国人登録制度を廃止し、在留外国人を住民基本台帳制度の登録対象とする法改正です。登録対象者は、在留期間が3カ月を超える中長期の在留者と、在日韓国・朝鮮人ら特別永住者などで、日本人と同様に自治体の窓口で住民票が発行されるようになります。

外国人の住民には、氏名、住所、性別、生年月日の4情報のほか、国籍、在留カードに記載された在留資格、在留期間が記載されます。

また、別の市町村に住所を移した場合には、転出と転入の届け出が義務づけられるとともに、その際、引き続き現在の住基カードが使えるような内容が盛り込まれました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 松本正美君

それでは、補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 菊地 久君

まず、この改正によって、外国人が正規に住民登録をしたときに日本人と同じことになるわけでありましてけれども、蟹江町で、特に1つは、人口3万6,000、約500ですか、400幾つかでございますけれども、今回住民票が出ますので、今までは括弧して外国人が千何百ということは広報で書いたりいろいろしておったわけでありまして、これがこのことによって7月9日からは、ひっくり返って蟹江町民の今まで言っていた数字が、3万6,000と言っておったのが7,000何ぼというふうに、公式に発表するときにはそういう発表の仕方をするのか。そして、その後、括弧して外国人とわざわざつけ加えるのか、もうそれは一切外国人じゃなくて住民だから、蟹江町に住民票を登録して蟹江の町民になった以上は町民ということですので、数字的にはこれからどういう数字の発表の仕方をするのか、これがまず第1点です。

それから、2つ目には、蟹江町に住む主な外国人の世帯ということで、主なところだけはブラジル、中国、韓国というふうに3つ書いてありますが、実態は何カ国ぐらいあるのかなと。実態は、それ以外にもいろいろな国の方々がここで住民登録をされて蟹江町民になれるだろうと思いますが、ほかには何カ国ぐらいの方がおなりになるのか。

これからの住民でありますけれども、この改正によって、蟹江町民が例えばよそへ引っ越しをしていくときに、蟹江から弥富へ住所を変えようとするときの住民票というのは、蟹江で今回蟹江町民になった人が弥富の市民になろうとしたときの住民票というのは、蟹江の住民票をもらって弥富の転入ですね、転出は蟹江、これからは弥富へ転入というのは、蟹江発行の住民票を持って弥富市へ転入をすると、こういう中身が変わるのかなと、そういうことはどうなのかということです。

それから、特別永住者の証明というのは、これは一応日本の戦前のときの韓国人や朝鮮人等々が日本国民として扱っておるといふこと、そういう住民票の登録の、住民票というのはどういうところへ記載をされるのか。これは蟹江町のこの住民票があるんですが、この住民票を見て、そのどういう位置に、あなたは今までどこの外国人だったかということ、それがいつから日本人の資格をもらえたとかいうのが住民票の中に出てくるのかどうか、もらったときに、その人が。

我々だと、今、蟹江町に住んでおりますので、ただ蟹江町民で何番地に住んでおると、こういうことで世帯数はこうこうこうだというふうに出るんですが、こういう方々の住民票というのはどういう住民票に。本人がもらったのを我々が見せてもらうのは、例えば会社や何かで就職に訪れたときに、あなたはどこですか、住民票の提出をといったときに、住民票を見たときに一目瞭然で蟹江の住民になっておられるけれども、この人はどこの人なんだということは、この住民票の中にきちんと書かれているような住民票なのかどうなのか、その辺がどうなのということです。これは住民票の関係です。それは大ざっぱにそういうこと。

それから、このことによって就職等々についても、日本人と同じ扱いになるわけですので、例えば労働基準法などで勤める、そうするとこの人が、今までは外国人だということ、低賃金で、まあ、あんたはこうだということだったのが、これからは、これは労働基準局のほうや監督署のほうから各事業所には通達も行っておるでいいとは思いますが、外国人だと日本の最低賃金法に基づかなくてもいいだとか、雇用形態なんかも、そう言っただけでは失礼ではございますが、外人雇っておるとか安かったとか適当なことをやっておったんですが、今度の法改正ではそういうことはしてはならないと、日本人と同じ扱いをせよと、労働基準法に基づいて最低賃金にしよう、そういう扱いをせよと、こういうことにもこれは入っておるわけですね。

だから、そんな点については、これからだと、今のこともありますが、これはあえて基準局のものでありますから愛知県との関係になると思いますが、蟹江でそんな相談があったり、これからあろうかというふうには思いますので、扱い方ですね、今までは、ああ、あんたはブラジルだったらどうだとか、ああ、中国かということではなしに、蟹江町民だという意識、お互いが持たにやいかんくなってくるんですよ、職場でも。

蟹江で、例えばヨシヅヤに勤めておたら、ヨシヅヤが例えば単なるパートでどうのこうのじゃなくて、日本人と同じ労働者という扱いで給料も差別をしてもいけませんし、最低賃金を守らにやいかんと、こういうようなことがここで発生してくるわけですが、そんなことについて町として戸惑ったり、いろいろな相談があったり、いろいろなときに対応ができるかどうか、それらについて、この条例改正に当たって、これから7月9日からこれに基づいて施行されるわけですので、問題点について今言ったようなことがどうなのということについて、まず第1点目はお答えを願いたいと思います。

○住民課長 村上勝芳君

まず、第1点目の公表の仕方ですが、これまで広報などの一番最後のページのところに世帯数、人口だとか、そして、分けて外国人の方の世帯数、人口が書いてございましたが、7月9日以降、8月の広報から外国人の世帯数、人口は住民と一緒にあって、外国人の世帯数というふうに分けずに一本化されます。

ただし、私どもの内部的な資料だけでは、公表はしませんが、統計的には外国人の世帯数、人口は把握しております。

それから、国の実態ですが、5月の時点では30カ国ございましたが、5月7日が基準日でございます、その時点では27カ国の方が対象になっております。その方々の国ですが、主な多い国の世帯では、先ほどの資料の中で説明させていただきましたが、そのほかには、インドが2世帯お2人、それからインドネシアが4世帯4人、それからアメリカが5世帯6人、朝鮮が15世帯の17人とか、フランスが1世帯1人、マレーシアが3世帯4人、モンゴルが1世帯1人、モルドバが1世帯1人、イランが2世帯の2人、アフガニスタンが1世帯の1人、オーストラリアが2世帯のお2人、ボリビアが6世帯の11名、ミャンマーが4世帯の4名、ベラルーシが2世帯の4名、スリランカが2世帯の2名、コロンビアが1世帯1名、ラトビアが2世帯の2名、ナイジェリアが1世帯の1名、パキスタンが4世帯の6名、ペルーが22世帯の46名、フィリピンが141世帯の175名、タイが8世帯の8名、タンザニアが2世帯の2名、トルコが11世帯の11名、ベトナムが40世帯の45名、ネパールが7世帯の11名、ザンビアが1世帯の1名、27カ国が対象者として発送しております。主な世帯は先ほど言いましたとおりでございます。

それから、転出された場合の住民票の取り扱いでございますが、弥富市へ転入された場合ということで、日本人の方と同じように転出証明書を発行いたします。既に在留カードというのをお持ちになられますので、その在留カードも持って弥富市のほうへ転入されます。在留カードの裏面に、転入された市町村の何年何月何日転入ということで住所がそこに記載されます。その在留カードは、どこの市町村へ持っていっても、その1枚のカードで転入、転出を繰り返すということになります。転出証明書は、日本人の方と同じように転出証明書を発行させていただいて、それで弥富市のほうへ転入していただくということで、日本人と同じような形の転入、転出を繰り返します。ただし、在留カードを持つことだけが1つふえます。

それから、永住者の方の住民票の国籍ですが、日本人の方については従来皆さんご存じだと思いますが、外国人の方については、国籍だとか在留期間、在留資格だとかというのが、住民票の中に記載されます。その違いだけでございます。あとは日本人の方と同じです。それが上がふえて国籍、在留資格、在留期間だとかというのが入ります。

それから、低賃金の方の実技実習生だとかという方のことですが、今まで1年を3年にと

いうことで長く延びております。これまで雇用をめぐるトラブルがいろいろあったそうですので、それが見直されたということでございます。

実習生については、入国時には雇用関係のない研修生として入国されますが、これからは雇用主のほうがすぐ雇用関係を結んでいかなきゃいかんということになります。ですので、3年間の在留期間がすぐ与えられて、雇用契約をすぐ結ばなきゃいかんということで、今まで実習生ということでおったようなものがすぐ雇用関係を結ぶということで、雇用主のほうは安心して結ぶこともできますし、在留カードを持っておりますので、雇用主のほうは、不法滞在だとか在留期間がないだとかという不安は、雇用主のほうは今までの不安はないと思います。

以上でございます。

○委員 菊地 久君

大きくこの基本台帳の改正によって、外国人抜きにして日本も国家が成り立たんわけではありませんが、介護をする労働者だとかいろいろな分野で、工場労働者でもそうですが、多くの人が日本へ来て働く、その働くときは日本人扱いではないような扱いだったのが、これが新たに、日本国民ではありませんけれども、蟹江に入った人は蟹江町民と、こういうことですよね。

蟹江町民としての扱い方をこれからしていくわけでありましてけれども、そういう人は1,000人以上ここで蟹江町民がふえるということではありますが、そこで、行政として、今まではいろいろな面で不便があったとか。こうしたかっただけでもこうだと、例えば役場の職員として雇用したいと、こういうことだというときのこれからの考え方、やり方、それから必要性の問題、こういうものについてどなたがどういうふうにお考えになっておるかかわりませんが、これからそういうことが町の実態としてどうなのということが、これからでありますけれども、いろいろな問題が起きたりだろうと思うんです。

蟹江町は、蟹江町民であって働いて、蟹江町にも税金も納めておるにもかかわらず差別があったとかいうことが起きてはいけませんので、そのことについて、蟹江町全体の職員が、こういう法の改正によって蟹江町民が1,000人近くふえたんで、蟹江町が3万6,500と言っておったのが、いつの間にやら3万7,500の蟹江町と、こういうね。あれ、一遍に何で1,000人もふえたのと、こういうことではありますが、そのことについての町民の間の理解と、それからそういう外国人に対する今後の理解、このことは非常に大切になるわけですが、それらについてまだ我々は条例改正でございますので、条例が改正をされる、そして施行されるということですが、その以前に問題点は何があるのかなと、これからどこに気をつけたらいいのかなということですね。このことについては、今まで検討会だとか研究会をやって今日ここに至っておるのかどうなのか、一遍その辺のことがありましたらちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○住民課長 村上勝芳君

先ほど雇用関係の方で、介護で転入される方もありますね。そういう方については、先ほど言いましたように、実技実習生として入国時は雇用関係のない研修生として在留資格で入国して、1年経過後に雇用関係のある実習生に移行しておりましたが、7月の入管法の改正後は、雇用契約を結ぶということで、3年の在留期間が与えられるということですね。

転入いたしまして、これまで私どもは外国人登録と日本人の住民票の転入とは、これまでの外国人登録については、ほかのサービスでいきますと、関係のあるものでいきますと、国保だとか、それから介護だとか、いろいろな手続が通常でいくと同時にされるわけですが、今までは外国人登録制度ということで別々の制度で、転出されてもわからない状態でしたが、今後は転入、転出を異動届でさせていただきますので、同時に転入されれば国保の関係のある方、それからほかの介護だとかいろいろな手続を同時にすることが把握できるようになりますので、非常に外国人の方にとっては二度手間にならんようなサービスの提供になるかと思えます。

(「蟹江町内では今まであったの、外国人を役場で使っておる人というのは」の声あり)

○副町長 河瀬広幸君

過去におきましても現在でも、雇用はありません。

ただ今後、臨時職員として外国人の能力を生かした雇用が生じる場合につきましては、この在留カードと住民基本台帳によりましてきちんと身元を確認し、雇用することは可能であろうというふうに考えております。今後必要であれば、臨時職員の採用のほうも何とか考えていかなければならないというふうに考えております。

○委員 菊地 久君

これから非常に、各地でこういうふうになったということは過去いろいろな問題があったから、それで国のほうも、日本もやっと何年か前に法律改正をして、外国人が日本で永住をできるかできんか別にしても、日本人と同じような制度や扱いをしていこうよということが法律のこれ、趣旨なんですよね。その趣旨に基づいてやっとこの条例が施行されて、実働、各市町村で動き始めたものですから、戸惑いもあるでしょうけれども、法律の本旨、これは本来ならば外国人参政権をどうするかというのは、これ、議論の対象にまだなっていますが、参政権の問題までは今、まだ発展しておりませんが、外国人であっても日本人も一緒ですね、日本人が外国に行った、アメリカに行ったときはどうなのとか、例えばフランスに行ったときは日本人の扱いはどうなのと、資本主義国、先進国ですね、そういう事例がいっぱいあるわけよ。その中で日本は、後進国みたいな扱いの日本なんですよね。

それがやっと解放というか一歩前へ向かったというのであるけれども、では、それが浸透していつ、各自治体がまだやっていないものですから、必ず何か問題が起きたり対応する

ときが大変だなというふうに思うものですから、そのことについて蟹江町の職員みんなが理解をして、こうなったという法律があって、条例がこうで、蟹江の議会で条例が通ったらですよ、通ったらそれに基づいて7月9日から施行するものですから、そのときになっておたおたとしたり問題が発生をしたりすることのないような庁の中の研修、勉強、こういうことは万全にされておられるかなという点については、間違いがございませんか。再度お尋ねをしておきます。

○住民課長 村上勝芳君

他の国と比較した場合、日本は日本のこれまでの独自の戦前の経過がございまして、住んでみえる方もありますので、こういう方のことも踏まえつつこれまで来ておると思いますが、こういう中で、最近においては外国人の日本に来られる方が非常にふえております。そういう中で、この法の改正のもう一つの要件としては、治安悪化を、何とか不法滞在を取り締まるということの要旨も含まれておると思います。

そして、職員にはもう既に早い段階から、5月7日の基準日、7月9日の施行に合わせ、外国人登録法が廃止される、そして住基法も改正される、印鑑登録法も改正される、そういうことを周知しております。

○副町長 河瀬広幸君

庁全体といたしましては、今、民生部を中心にやっておりますので、この条例が可決されましたら、職員に改めてあらゆる分野にかかわることとございますので、民生部を中心にした研修会を開催いたしまして、それぞれの窓口を含めた対応をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 松本正美君

そのほか質疑はございますでしょうか。

○委員 山田新太郎君

全然わからないので、教えてください。

在留カードというのが発行されますよね。例えば今、初めてある国の方が蟹江町に来られて、村上課長を通じて、まずいただくと。このいただいた紙のを、説明が今よくわからなかったのでお聞きするんですけれども、1月1日に来て、7月1日に今度弥富に行ったと。そうすると、今の説明だと裏に書かれるんですか。1月1日に蟹江に来て7月1日に弥富に行ったということが書かれるのか、また、弥富で全く新しいのがつくられるのか、それがちょっとわからないので、教えてください。

○住民課長 村上勝芳君

入国いたしますと、名古屋のセントレアでは入国審査を受けて、そこで在留カードというのが発行されます。

(「そこで発行されるの」の声あり)

はい。それを持って蟹江町のほうに、転入する自治体のほうに来られますので、そこで住所を記載して、その在留カードはもうずっと持って歩く、携帯を義務づけられております。

転出される場合は、その在留カードと蟹江町から発行した転出証明書を持って弥富市のほうへ転入され、弥富市のほうで住民票ができます。在留カードについては、住所変更をして、在留カードはまた手元に持って……

（「これは便利ですね」の声あり）

そうです、はい。ということになります。

○委員 山田新太郎君

継続して持っておられるということだから、いつ入国したということがわかるわけだから、それを見せてもらえば。そうすると、そのもので、もうあと何カ月残っておるかということが、それで一目瞭然でわかるわけですね。

○住民課長 村上勝芳君

そうです。表には在留期間、在留資格だとかというのがすべてそこに顔写真もつけたものが網羅されております。

○委員長 松本正美君

そのほか質疑ございますでしょうか。

○副委員長 安藤洋一君

すみません、大きい1の（4）の在留資格のない者は10人というのがあるんですけども、これは、在留資格がない人でも印鑑登録はできるということですかね。

簡単に考えると、在留資格のない人は警察に告発せにやいかんような気もするんですけども。こういう正規なこともやっているんですかね。

○住民課長 村上勝芳君

これまでは要件がございましたので、今後は3カ月未満の方については住民票はできませんので、3カ月以上の方が対象ですので、これまで住民票をつくっておられた方の中で3カ月未満の方がございますので、その方については住民票はできないよということで、私どものほうからその方にはご案内させてもらっておりますので、そういう方が10名蟹江町の中にはあったということです。

7月9日以降は、住民票はされておりましたけれども、職権のほうで10名のほうの印鑑登録の資格はなくなるということです。

○委員長 松本正美君

そのほか質疑ございますでしょうか。

（発言する声なし）

それじゃ、私、いいですか。

この残留カードが発行されない方もあるわけなんですけれども、これは滞在者とか。こう

した方に対しては町はどのように、今後、相談とかいろいろなことの窓口になっておると思うんですけども、そういう方のための対策というか、そういうのは考えてみえるんですかね。恐らくそういう方も出てくるんじゃないかなと思うんですけども。

○住民課長 村上勝芳君

今後は、滞在者、3カ月未満の方についてはお見えになりますけれども、旅行だとかそういうので来られた在留資格、観光で来られた方とかと、そういう方だけになります。

あとは、移行していく段階で、順次、今まで3カ月の方は、自分の資格として、要件としてはまだいるということで入管のほうへ手続されれば、また3カ月以上の在留が認められれば在留カードが発行されるということで、3カ月未満の方については単なる観光だということでございます。

○副委員長 安藤洋一君

27カ国の方がお見えになるということなのですが、必ずしも日本語や英語ができる方ばかりではないと思うんですが、その辺の対応が蟹江町でできるのかということですね。

というのも、私の地元の町内でも、外国人の方が一戸建てを購入されて入ってみえて、町内会費を徴収に行ったら、「私、日本語わかりません」ということで逃げていたり、そういうことがあるので、その辺は状況はどういうふうになっているんですか。

○住民課長 村上勝芳君

今回のご案内をさせていただいた通知文と仮住民票をお送りしておりますが、7カ国語で作成してご案内をさせてもらっております。その中には7カ国語プラス日本語も含めて、日本語のほうは全員同封しておりますし、その母国語も同封してご案内しております。

ご案内で役所に来られた方については、住民課の者に共通語の英語ができる者がございますので、対応させてもらっているという状況でございます。

○委員長 松本正美君

そのほか質疑はございますでしょうか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第30号「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。
提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 齋藤 仁君

補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 菊地 久君

この条例改正に伴って、前にも聞いたと思うんですが、蟹江町の現在、該当者ですね、該当しそうな人、今、あるのかどうか、それとも、全く関係ないのかどうか。この点についてはどうなんですか。

○民生部次長・保険医療課長 犬飼博初君

現在、こちらのほうに東日本大震災から転入されて国保に入ってみえる方が2世帯、5名の方がおられます。

ただし、そちらのほうに被災された居住する、この今回やっている中のものを持ってみえるかどうかは確認はしていませんが、そちらから見えた方は2世帯の5名の方ということです。

(「そう聞いたかどうかわからんけれども、一応2世帯、こういうことだね」の声あり)

はい。

○委員長 松本正美君

そのほか質疑はございますでしょうか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ご異議なしと認め、議案第32号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日付託されました案件はすべて終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任を願います。

これで総務民生常任委員会を……

(「その他を言っておいたほうがいい」の声あり)

その他で常任委員のほうから質問があるということで、菊地委員のほうからよろしく願いします。総務民生の所管の事項だということですので、関係があるということでもよろしく願いいたします。

○委員 菊地 久君

その他で、せっかく常任委員会ですので、付託された案件は2つありましたが、その他の案件として私のほうから申し上げたいのは、質問が2つあります。1つは、野良猫の問題です。2つ目は、町のやる清掃美化運動におけたときのけがの問題。

この2点についてちょっとお尋ねをしたいと思いますが、まず、1点、これは今、テレビでも放映されて、愛知県の野良猫対策はどうなのかなというようなことで大きな問題になっておるわけでありましてけれども、愛知県というのは、この蟹江もそうでありまして、動物愛護という立場から考えたときにどうなのかでまずお尋ねしますが、近所に野良猫がおる。この野良猫がいろいろと迷惑をかけておる。その野良猫について役場に相談があった。困ったものだ、どうしたものだろうという相談に対してはどういう答えをするのか。

2つ目。野良猫が子供を産んじゃった。その子供がおるけれども、その子供をどうしたらいいのか。生まれたばかりのときに、これ子猫がおるけれども、どうするのと役場に相談を持ちかけた。そうしたら役場は、そういう相談に対してどう対応をしておるのか。その点について、まずお尋ねをしたい。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

野良猫に関してのご質問を承りました。

まず、野良猫につきましては、法律といたしましては動物愛護及び管理に関する法律という法律で、犬だとか猫の関係が示されております。

今回ご質問の、まず野良猫に対する役場への相談という面でございますが、そういった相談が役場にあった場合は、役場としては、野良猫は、現在はどうか、前からもそうなんですけれども、野良猫に関しては役場のほうでは対応できませんので、まずはできませんと言ったんでしょうし、できませんけれども、実は愛知県のほうで動物保護管理センターというところがございますので、こちらのほうに一度ご相談してくださいという対応をいたします。

2点目の野良猫が子供を産んだ場合、これにつきましては、ホームページを見ましても、先ほど言いました動物保護管理センター、こちらのほうのネットを見ましても、猫が敷地内で子供を産んだ場合についてもセンターのほうに連絡をしてくださいということも書いてございますし、センターのほうから蟹江町にもそういった旨の連絡がございますので、まずは蟹江町は、動物保護管理センターのほうをご紹介します。

以上です。

○委員 菊地 久君。

これは一番行政の悪い答弁なんですけど、一般の地域の人たち、野良猫というのは野良猫になるのはなぜなるのか、飼い主が死んじゃった場合、飼い主が引っ越して、連れていかずにそのままにした場合、そして、人間の心理で、猫がニャーと鳴いてそばに寄って来ると、えさをやらにゃいいわけよ。えさをやるわけ。それで、えさをやると、今度はそれを、えさをやった人が悪い、野良猫にえさをやらないでくださいというのが行政の指導。しかし、それ以上のことはないわけ。そうすると、その猫はえさをやった人が飼い主になるのかならんのかは別として、野良猫に対して大変蟹江の町民が困っておると。そういうことを町民として相談に来たりすると、今言ったあなたのような答弁で、蟹江町は関係ありません、野良猫は知りません、犬は保健所でと言う。

だから、これは蟹江ばかりじゃない。愛知県あちこちほとんどそうだよ。弥富でもそう。よそで聞くと津島でもそう。だから、愛知県がそのままそんなような状態で、各市町村は自分の分野でないで担当でないということで、全部ほったらかし。だから、ほったらかしによって、蟹江の今度のテレビでも報道されたように、持っていくと1匹、猫500円とか、大きな猫は2,000円と、何か値段があると書いてあるの。これは県の仕事だと。県の仕事だということで、けんもほろろに、「けん」の字が違っちゃうけれどもね。町村が、一番町民が困って身近な問題について、何らか考えてどうしたらいいかという思いが全然ないということね。

野良猫を見つけた人が例えば処理をするのか。だったら、野良猫は全部役場だとか町の公営施設、公園、そこで全部産みやええわけ、産んだことにするわけ。そうしたときには、町は責任を持って片づけるわけ。だから、我々がこれから指導することは、野良猫を見つけたら町の管理施設、そこへ全部置いてきなさいと。自分が難儀することはないんです、それは。公園いっぱいある。ここは、庁舎もそう、それから、あるところ全部これは役場の公園ね、児童公園、一応どこでもええわけ。そのときに、町は不法投棄という形でごみとして扱うのか、それを持ってきて、一宮の愛護センターへ運ぶのか、その労力を惜しむのか惜しまんのか。こういうことの一つ一つの積み重ねが町民に負荷をかけて、責任をとらせておるということ。解決をしようという姿勢がないの。これは蟹江ばかりじゃないわ。あちこちにある。行政そのものの悪さ。

だから今回、今、国会で民主党政権がいいとか悪いは別にして、国会の中でもこの問題を取り上げて、法制化しよう。それから、三重県は三重県で、条例を4月1日からこの扱いについて三重県は施行しておる。愛知県は非常におくれている。水臭いというか、だめな県だね。猫に対したり動物愛護に対して本当に冷たい行政であって、町民が悩んで苦しんでも知らん顔してけつかる。これが一つ一つ積み重なって、行政に対して不信感を持つわけ、不信感を。

だから、そういう扱い方だとか、法律は法律、人情論、同情論と、これは人間全部について回るの。それを法律だから、規則だから、規定だからと言うと、そこには何ら愛情もなければ何もないということ。水臭い町政だなということ。今のあなたの答弁でわかるわけだな。町は関係ありませんと。来たらそう言いますと。来る人が初めて困って町に相談に来たら、そんな扱い方をされておるわけ。ある程度知った人がいりゃ、そうか、それじゃ何とかと言うわけ。でも、役場へもめったに来たこともないし、役場も知らんような人が困って泣いて来たときの対応の仕方というのは、なっとらんとおもうね。

前にはそれでも、お宮ならお宮に子猫が捨てられておったと。どうしようと言って行ったら、中には賢いというか、役場の職員の賢い子がおって、だまって持っていった子もおる。役場でそれを始末したのはどうやって始末したかということ、役場に野良猫の子猫が産まれておったと、こういう解釈。だから、役場におるものですから、ああ、これは役場の敷地内だからと言って、それを処分をしたと。やり方、応用というのはいっぱいあるの。変なところで変な応用ばかりして困ったと言われることでなしに、町民に喜ばれるような応用の仕方。原則はいいですよ。そういう点についてももう少し、野良猫対策は今、出てるからね。野良猫対策というのがテレビで堂々と放映されて、愛知県の扱いがバーッと出されちゃったわけ。だから、町もそれに敏感に対応して、野良猫対策はどうしたらいいのかと。野良猫にえさをやらないでくださいということだけをただ言っておるだけが行政の指導なのかと。そんな行政の仕方では、もうついて来られない、みんなが。

だから、もう少し頭をやわらかくして、例えば三重県。三重県の扱いは、だれが持っていてもいいわけ。野良猫を持っていても野良猫とは言わない。飼い猫です。一応書類上ね。全部書類上は飼い猫。持っていった人の飼い猫扱い。それは金を払うか払わんかは次の問題。でも、一たんもらった猫は、それを処分、殺傷する場合もあると書いてある、確かに。だから、そんなことを一々言うことはないです。持っていった人の気持ちを聞いて、三重県は津へ持って行って、伊勢で対応センターへ持って行って、そこで何人かみんなに見てもらって、欲しい人には持ってもらうと。それから聞くというのがおってね。それで、最後は何年もたってももらい手もない、どうのこうのという人は、今言ったようになるけれども、持ってきた人が文句を言うなど一筆書いてある。そういう三重県は一步4月から条例改正して前へ進んでおるの。だから、愛知県があれだけテレビでやられて、みんながひでえな愛知県はと。それで、ひでえなど言われて、テレビで見た人が、じゃ、蟹江はどうなのと言ったら、もっとひどいと言うの。蟹江はもっとひどいよと。

だから、その辺をもう少し考える必要があるのかないのか。やろうとすれば、やり方だっていっぱい出ている。一宮の愛護センターもあなたと同じようなことを言っている。同じようなこと言ったわ。だから、施設へ黙って置いていってもらえれば、何も言わんということよ。自分のところの。来て手続を何かすると、今言ったようなことになります。施設に置い

ていけば、夜でもいつでもおりゃせんもん、そのとき。そうでしょう。そうすると、不法投棄という形でやるかやらんかの話。そんなことやりゃせんでしょう。だから人間、応用というのものもあるもので、優しい行政ということで、どうなのかねと思います。

だから、今の答弁は、あんたの従来の答弁なわけ。条例に基づいて、蟹江町がやるべき仕事の中に入っていないことを余分なことに手を出すなということだね。余分なことに手を出しちゃいかんということ。だから、その法律に公務員は職務に忠実だと言おうとしておると思うよ。それを忠実と言うのかどうか。変なところでは忠実よ。変なところは、ごみ袋じゃないけれども、問題があると。だから、あれも忠実だから忠実のようにこれから始末してあげる。猫の始末とごみ袋の始末とどちらが始末の仕方がいいか、一遍やらんかと思うけれども、そういう点を、現在起きたことについて敏感に感じ取れるかどうかという。

それで、今の現状は、今言ったとおりの現状であるので、そのことについて私が言ったことを聞き流すなら聞き流して結構。そうではなしに、町として一定の今後の方向について検討するだとか研究するだとかという考え方が少しでもあるのかなのか。それとも、住民が、これは名古屋市は緑区だと思うんですが、町内会が中心になって、野良猫対策何やらをやっている。そんなところもあるわけ。あれは、避妊手術をやると、長島町は、雌は2,500円の補助、雄は2,000円の補助とかね。そんなことをやって、なるべく野良猫に子供をどんどん産ません、要はそういう対策と、一方では高齢化社会になっていっちゃって、年寄りが寂しいんだって。だから、年寄りの寂しいやしのために、犬だとか猫だとか飼いたいけれども飼えんのでということで、犬、猫のリース会社があることを知とる。リースだよ、あんた。そういう時代の変化ということがあるということね。猫がリースだよ、鳥でもリースだよ。それほど人間、年食っていっちゃって、物すごくいやしを求めておるのよ、一人ぼっちになったり。それから、猫1匹飼うと、14年ぐらい生きとるわけ。例えば80になって猫を飼うと、猫より先に死んじゃうがな。だから、いやしのために飼う。そういうようなことは、世の中で今、大きく動いておる認識をぜひしてもらいたい。

冷たい行政だと言われずに、身近な小さなところでやってくれるのが、ああ、優しい行政だなと、町長が小さくてもきらっと光る、住民と一緒にってという、これは原点なの、原点。原点ということを職員が全然理解しておらんもんで、町長が悪者になるだけのことだわ。言いやすいから町長に言う。我々は町長がなつとらんと言うだけのことだ。そういう点について、ぜひ野良猫についての理解を少し深めるような姿勢があるかないかを最後に聞いておきたい。

○民生部長 齋藤 仁君

菊地委員からいろいろなご指摘をいただきました。ありがとうございます。

先ほども緑区の例も挙げられて、いろいろな活動をされておるとい地域もあるということでございます。私どももそういったような先進地のことを十分に調査させていただきな

ら、また、本当にお困りの方がご相談をされてきた場合、どのような状況でどういうふうな状況下のもとで困ってみえるのか、その中で、例えば敷地の中でうろうろされるのであるということがあったりですとか、いろいろな困り方があるかと思います。そういうようなことに関しましてもよくお話を賜りまして、できる限りのアドバイスと言ってはちょっと大ききでございますけれども、サジェスチョンをさせていただきながら適切に対応していくよう、職員間にまたきちんと議論をして態勢を整えさせていただきます。

いましばらくお時間をいただきまして、この野良猫対策につきましては、庁舎内、特に環境課中心にいろいろ検討してまいりたいと思いますので、お時間を少しいただいて、また改めてそういったお困りの方に対しまして適切にアドバイスができるように、また、こちらのほうも活動ができるように態勢を整えたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長 松本正美君

よろしいでしょうか。

○委員 菊地 久君

いや、いいも悪いもない。その程度しかやりやせんもんで、また何かの機会でもっと事例を挙げて。

(「申しわけございません」の声あり)

あとは、一般質問ぐらいでまた。

(「ありがとうございます」の声あり)

ええ。きょうは前座だと思っとって。

(「はい」の声あり)

皆さんももしこういう猫で困って、いろいろなことがあると思うんです。みんな相談を受けておるはず、言わんだけで。

それで、次のもう一つは、町がやる一斉美化運動があるわけです。一斉美化運動でけがをしたんだけど、どうなの、そういう話を持っている。どこの扱いかわからん。これはどこの扱いなの。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

まず、町内一斉美化清掃、ことしは5月20日に実施したわけですが、町内一斉美化清掃の所管課は環境課で、環境課のほうから各町内会、嘱託員の皆様にお願ひをしたものがあります。

以上です。

○委員 菊地 久君

けがはどこの責任なの。けがしたんだけど、それは。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

その一斉美化清掃のときにけがをされた場合は、保険等につきましては蟹江町の総務課が入っております全国市町村総合賠償保険に該当になる場合もありますし、ならない場合もあります。所管課は、総務課がこの保険に関しては管理をしております。

○委員 菊地 久君

今のこういう答弁だよ。けがをした人があった。まず、環境課へ言う。けがをした人の保険とか扱い等だったら、すぐ保険のほうへ来るわけ、頭が。だから、今言ったような答弁。それは総務課にそういうような保険があるでしょう。それで、総務課へ行ったら総務課で、これはボランティアの保険もあるで、安心安全課ではないかと、今度は安心安全課だって言う。そうしたら、しゃべっておるうちに、どうも違うわ、これは総務だという話、保険は。

しかし、原点は、町のやった美化清掃をやったときに、もしどういう事故であれ、その事故の原因はどんなのということについて真っ先にお話があったら、その窓口というのはどこなのことよ、窓口は。

ああ、そんなことが起きたの、じゃ、早速町内会長を通じてだとか、だれかに言われたところに行って、現地に行って実情を聞いてみましたとかいうのが一般論だと思うんですよ、一般論。そうでなしに、ああたらこうたら、あつちほどの保険が入っておる、それは総務の担当だとかね。それから、そうでなくてそれはボランティアだとか、そんな話。そんなやっておるうちに、もうけがした人たちも、また、けがした人も知らんでしょう、その保険があつて、あれはもう一週間も腰を痛めたり、会社も行かにかいかんでやっとして、下手に町へ言うと、非常に今言ったようなああたらこうたら言うだろうと思うもので、まあ、どっちでもええわという話になっていっちゃうの。そうすると、けがをすればしつ放し、町へ言って面倒くさそうにこれはこっちの担当あつちの担当だの、そのうち、もうだちかんだもんで、何日たっておる。そのうちにもう本人のほうがもう治っちゃったで、今度は逆だわ、町に迷惑かけるといかに、わざわざ来てもらうのもいかに、まあ黙っておりゃええわと、こういうふうになっていくわけ。そうすると、それで済むかもしれんし、どうなるかわかりゃせんよ、これからのこと。

町がそういう美化清掃運動などでやったら、それは町の行事として、どうあれ、そういう事故だとかけががあつたら、まず真っ先に報告をいただくと。それはどこがいただけるかという、そういうことの訓練が全くされていないということでしょう。

それと、まだついでですが、大体そういうところの側溝など重たいものを上げてけがをしもらっちゃいかんわさと、まずわね。そうすると、各団地や町で側溝の下にたまっておるへドロはどうするの、臭いでしょうと。それは、環境課とどうお話するかわかりませんが、産業建設課の基準単位があつて、へドロが10センチたまったら、それを町は取るという基準か何かある。だから10センチたまるまで待てばええと。それも一つの町の今の考え方。だか

ら、年食ってやれやせん、それは。そうしたら、どうしたらいいか。10センチためるまで待ちやええと。こういうこと。

それで、町が言う一斉美化清掃でやることは、そんな重たいものを持ってけがされちゃ困るで、そういうのを取ってもらわんでええよと。じゃ、どうすりやええの。そのときどうすりやええのと。それは町が一斉美化のときに見て、ヘドロがたまっておって大変だと苦情があったら、それは年度計画の中でヘドロを取りますだとか、今度やりますというような答えになって返ってこやせん。返ってこないんですよ。

そういう何となく今、ずっと聞いておると、非常に寂しいことが多いの。みんなばらばらでね。それは、来たものをだれかがまとめて相談をし合って、ああ、これは今後こうせにやいかん、それじゃ秋の美化清掃のときにはこうだとか、一斉美化というのは、町とそれこそみんなが一緒になって、町民と一緒に、自分の住んでおる町を少しでもきれいにしようという運動なんですよ。ただ、運動の中で、もし事故があったら、できる範囲のことはどうしてあげたらいいんだろうかなと。その中で問題がありそうなものは全部集約をして、これは全体的に年次計画でこのヘドロは取ってあげたらどうだと、草刈りをやったらどうだとか、昔は消毒をしておったけれども、消毒もまあやらなくなった。それから、草も刈っておったのもやらなくなった。全部自分らでやれと言うので、あれ、やりなさいという指導と一緒にだよね。それで、けがをしたらめえ持ちでやれと。悪いところはちいと我慢しとりや、まあそのうち10年もたちやもたんだらうで、10年に1回ぐらいはヘドロぐらい片づけてやるで、まあ生きとりやあよと、こういう感じになっちゃっている。それについてまあみんなが言うのも、諦めたのかどうかわかりませんが、余り言わんのですわ。言わなくなったということは一番怖い。

だから、私は、今まで言わなんだ。うまくやっとなってくれたで。そうは言っても、町はこうだああだ言っておったけれども、言い切れなくなった。そこまで蟹江町の予算の問題があるのか、職員の出来が悪いのかどうかわからんけれども、本当に目に余る、本当に。その辺を真剣にとらえてもらいたい。本会議でこんなことは言うようなことじゃないものですから、きょうの総務民生常任委員会のその他の議題で申し上げましたので、そのことを少し肝に銘じて頑張ってもらいたいと思うんですわ、真剣に。

齋藤部長、あんた自分の体も悪いで、ようわかるだろうと思うけれども、本当の話が。まあ、ええわ。

○民生部長 齋藤 仁君

引き続きまたいろいろご指摘いただきまして、ありがとうございます。

私どももきちっとその担当課が保険等のことについてはやっておると思っておりましたが、今、委員のご指摘がございました。

さらに初心に戻りまして、こういった事業については、こういう保険に加入しておるよと

いう広報も含めまして、その保険なり何なりそういったトラブルに関しましては、まず第一にその主管課にきちんと対応させると。それで、例えば保険でその部担当の保険が使えるよということであれば、その保険がきちんと動き出すまでは、担当課がきちんと責任を持って総務と協力し、たとえ違う課であるかもしれませんが、そういった次のものが動き出すまでは最初の主管課がきちんと責任を持って活動をして、引き継ぐべきことはきちんと引き継ぐというようなことで対応してまいりたいと思っております。

それから、このヘドロですが、いろいろな事象が出てまいりますが、そういったことにつきましても、例えば美化清掃につきましても、各所管の職員すべてが当日出てまいっております。例えば町道の横ですとか歩道ですとか、そういったメイン道路を主に町の職員がやっております、そこで気づいたことですとか、そこでたまたまお会いする地元の住民の方々のご意見等もお聞きすれば、必ず環境課に上げるようにということは通知しておりますので、さらにこういったようなことを横の連携も含めて周知徹底してまいりたいと思っておりますので、またいろいろご指摘があるかと思いますが、今回このようにきちんと対応させていただきまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○町長 横江淳一君

答弁を求めていただいておりますが、一言だけ。

先ほど来2件の件につきましても、いずれにいたしましても、初動の不手際を大変申しわけなく思っております。すぐ解決できること、それから今後残すことにしっかり分けさせていただきます、早急に対処をさせていただきたい。

ただ、ほかのこういう問題が起きるたびにいつも思いますのは、菊地委員が多分お怒りになられるのはもっともだと思います。大変申しわけなく思いますが、まず告知義務を、いつ、どこで、だれが、どういう状況になったんだという状況をはっきり把握し、最終的に被害弁償、私も保険の代理店をやっておりますのであれですけども、支払いの方法については保険になるのかというのは最終手段でありまして、まずどういう状況でそれが起こったかという状況をしっかりと把握しながら、そこで我々が対処をさせていただく、それが欠けておったように感じております。

きのうこの話を聞きまして、先般も環境美化の指導員の方が事故をされました。そのことと全く類似した事件であります。そのときも初動の調査が不足だったゆえに妙な誤解を受けてしまい、町民の皆様からお怒りを受け、また、たくさんの皆様に迷惑をかけてしまいました。

今回、本当にまた同じようなことがあったということは大変申しわけなく思ひますし、一斉美化清掃につきましても、皆様方と一緒にやるといふ気持ちはこれからも変わりませんが、もしもそういう事件が起きた場合は、すぐさまお知らせをいただき、そして我々も、

どうして、いつ、どこで、どういう状況で起きたかだという状況をしっかりとまず把握をし、それから対処するというのをこれからもしっかりと心がけたいと思いますので、今回のことにつきましては大変申しわけなく思いますけれども、今後十分注意をさせていただき、今後の環境行政に心がけてまいりたい、こんなことを思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 松本正美君

それでは、以上でその他の質疑を終わりたいと思ひますが、委員の皆さん、ありますか。よろしいですかね。

(発言する声なし)

じゃ、以上でその他の質疑を終わり、委員会報告の作成については、委員長に一任をしていただきたいと思ひます。

これで総務民生常任委員会を閉会させていただきます。

大変にありがとうございました。

(午前10時10分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 松本正美